

(仮称) 草津市歴史資料館展示基本設計業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、(仮称) 草津市歴史資料館展示基本設計業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 草津市歴史資料館展示基本設計業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 草津市歴史資料館展示基本設計業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり、「(仮称) 草津市歴史資料館整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、(仮称) 草津市歴史資料館の展示基本設計業務を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 委託料上限額

12,612,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

(5) その他

本プロポーザルにおける企画提案は、設計者を選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、設計業務等の具体的な内容や成果物の一部を求めるものではない。

3. 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4. 日程

項目	期日（すべて令和8年）	備考
公募による募集	8月10日（月） ～9月8日（火） ・土日および祝日を除く ・午前9時～午後4時45分 （開庁時間）	市ホームページに実施要領等を掲載する 参加にあたっては下記の参加意思 表明書（様式第2号）を提出のこと
質問書提出期間	8月10日（月） ～8月21日（金） 午後4時30分まで	（様式第1号） 【電子メール】
質問書回答	8月28日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書・ 企画提案書等 提出期限	8月10日（月） ～9月8日（火） 午後4時45分まで（必着）	参加意思表明書（様式第2号）、事 業者概要（様式第3号）等 【直接持参または郵送】
プレゼンテーション の実施	9月15日（火）	電子メールにて詳細を連絡する
選定結果の通知	10月上旬	郵送にて通知・ 市ホームページ掲載
契約締結	10月上旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 個人及び共同事業体（JV）による応募は認めない。
- ② 博物館法第2条第1項に基づく「登録博物館」、もしくは同法第31条に基づく「指定施設（博物館相当施設）」（ただし、動物園、植物園、水族館を除く）について、展示面積300㎡以上の新築または改修における展示設計業務を平成28年4月1日以降に自社で受注した実績を有すること。（基本設計・実施設計は問わない。ただし、自社が単独企業で受注した国内の実績に限る。）
※展示設計業務とは、展示ケース、展示造作、模型造形、グラフィック、映像情報システム、映像情報コンテンツ、展示照明等を総合的に実施する設計業務を指す。
- ③ 平成28年4月1日以降に、博物館法第2条第1項に基づく「登録博物館」、もしくは同法第31条に基づく「指定施設（博物館相当施設）」（ただし、動物園、植物園、水族館を除く）について、展示面積300㎡以上の新築または改修における展

示設計業務において業務従事経験のある業務責任者を配置し、業務を統括すること。

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑦ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑧ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
- ⑨ 草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年草津市告示第185号）または草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき登録されている者であること。
- ⑩ 業務仕様書第1章「11. 資格要件」に示す業務経験、資格を有した者を本業務に従事させることができること。

- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、上記に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年8月21日（金） 午後4時30分まで（必着）
なお、電話による受信確認は、閉庁時間（午後4時45分）までに行うこと。

(3) 提出先

草津市役所 教育委員会事務局 歴史文化財課 文化財保護活用係
電話番号 077-561-2429
メールアドレス bunkazai@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年8月28日（金）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。
質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7. 提出書類および提出方法

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、業務仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第2号）：1部
- ② 事業者概要（様式第3号）：10部
「5. 参加資格」の(1)②に示した実績を証するとともに、本業務の実施にあたり、有用になると判断されるアピールポイント等を記載すること。
- ③ 法人の概要が分かるパンフレット等：10部
- ④ 企画提案書（任意様式）：10部
- ⑤ 業務工程表（任意様式）：10部
- ⑥ 実施体制（任意様式）：10部
④⑥については、後述の「8. 企画提案書等作成方法」に示すとおり作成すること。
- ⑦ 見積書（任意様式）：1部
ア 業務にかかる見積金額を、消費税および地方消費税を含んだ額で記載すること。（消費税率は10%とすること。）
イ 単価、人員等積算の内訳が分かるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。

ウ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、企画提案書等とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること。（封じ目すべてに押印すること。）

(2) 提出期限 令和8年9月8日（火）午後4時45分まで

(3) 提出先

草津市役所 総務部 契約検査課（市役所7階）

持参での提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えること。

(4) 提出方法

- ・持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。
- ・郵送は提出期限到着分まで受け付ける。なお郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出後の差し替え、追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。
- ・提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
- ・企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

8. 企画提案書等作成方法

「7. 提出書類および提出方法」のうち④⑥については、以下に定めるところにより提出すること。

④ 企画提案書（任意様式）：10部

(1) 下記のテーマについて、「基本計画」の記載内容を踏まえて、それぞれ具体的な提案を行うこと。

ア 展示についての考え方

- ・常設展示のねらい、展示構成・展示空間の考え方に加えて、実物資料を中心にそれらに適した展示を提案するとともに、デジタル展示・映像展示・ハンズオン展示についても、実物資料の良さを引き出す展示を提案すること。
- ・「基本計画」で示す「2つの展示空間」を有効活用し、展示の入れ替えや更新に対応できる手法を提案すること。
- ・長期的な運営とコストの観点から、継続しやすく、更新しやすい展示の考え方を提案すること。

イ 保存・収蔵についての考え方

- ・重要文化財を含む美術工芸品や歴史資料を想定し、本資料館に適切な保存環境整備の考え方に加えて、限られた収蔵空間を有効に使い、将来的な収蔵資料増加にも対応できる収蔵計画を提案すること。

ウ 教育・普及啓発についての考え方

- ・学校教育との連携や地域住民が気軽に訪れることができるような展示手法や機能を提案すること。
- ・展示室以外の空間も活用した学びや情報提供の仕組みを提案すること。

エ 独自提案

- ・「基本計画」で示した基本理念や基本方針を実現するための展示案を提案すること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア A3版6枚まで(表紙除く)で簡潔に記載すること。用紙横置き、横書き片面印刷で製作すること。

文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

イ 「基本計画」および本業務仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「(仮称)草津市歴史資料館展示基本設計業務 提案書」、提出年月日、会社名を記すこと。

ウ 提案書には、「基本計画」ならびに業務仕様書等による業務内容や審査基準に掲げる各事項を踏まえて、実施方針、独自のPRポイント、提案内容を具体的に明記のこと。

ただし、上記に示されていない内容でも、本市にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

エ 「建築基本設計業務」については、別途、プロポーザル方式で設計者を選定する。「造成設計業務」については、別途、指名競争入札方式で設計者を選定する。

⑥ 実施体制(任意様式): 10部

取組体制(具体的所属と氏名、人数等)、「5. 参加資格」の(1)③に示した業務責任者の実績、担当者との連絡体制を示すこと。

なお、業務仕様書第1章「1.1. 資格要件」に示すとおり、業務実施にあたっては次の技術者を配置すること。

- ・業務責任者
- ・一級建築士

※各技術者に求める資格については、業務仕様書に示すとおりとする。

※業務責任者と一級建築士は兼ねることができる

※各技術者は、企画提案書の提出時点において参加者と直接的な雇用関係にあるものとし、3カ月以上の雇用関係にあること。

9. プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類等を基に、市職員で構成する（仮称）草津市歴史資料館展示基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

（1）開催日

令和8年9月15日（火）

当日の詳細な日程等は、参加事業者に電子メールで通知する。プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

（2）開催場所

草津市役所 6階 教育委員会室

（3）プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、10分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

（4）参加者

プレゼンテーション審査における主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。なお、当日の出席者数は原則2名までとする。

（5）使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンは各提案者が用意すること。ただし投影機器は審査委員会が用意するので、使用する場合は開催日前日の午前10時までに連絡すること。

（6）その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10. 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

（1）選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、後述の「(2) 評価基準」の評価項目「提案内容」の評価が高い事業者を選定する。

- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

評価項目	基準	配点
組織評価 ・ 業務実績	・ 事業の目的・趣旨を十分に理解した提案、事業計画であるか ・ 豊富な実績を有し、確実な業務遂行が期待できるか ・ 業務に従事する技術者は、十分な経験と知見を有しているか ・ 責任の所在が明確であり、緊急時に対応できる体制となっているか	14
業務遂行 能力	・ 博物館施設への理解が深く、かつ課題認識を持っているか ・ 草津市の実情を理解し、かつ地域的な課題に対する把握・分析方法が確立されているか ・ 無理のない、的確で具体的なスケジュールであるか	10
提案内容	・ 常設展示のねらい、展示構成・展示空間の考え方に加えて、実物資料を中心にそれらに適した展示を提案するとともに、デジタル展示・映像展示・ハンズオン展示についても、実物資料の良さを引き出す展示を提案できているか ・ 「2つの展示空間」を有効活用し、展示の入れ替えや更新に対応できる手法を提案できているか ・ 長期的な運営とコストの観点から、継続しやすく、更新しやすい展示の考え方を提案できているか ・ 本資料館に適切な保存環境整備の考え方に加えて、限られた収蔵空間を有効に使い、将来的な収蔵資料増加にも対応できる収蔵計画を提案できているか ・ 学校教育との連携や地域住民が気軽に訪れることができるような展示手法や機能を提案できているか ・ 展示室以外の空間も活用した学びや情報提供の仕組みを提案できているか	56

評価項目	基準	配点
	・「基本計画」で示した基本理念や基本方針を実現するための展示設計案を提案できているか	
見積金額	・業務内容に見合った適切な金額が見積もられているか	20

※審査は、すべての委員の各得点の総得点数で、最も高い点数を得た参加事業者を本業務の優先交渉者とする。ただし、選定委員会での審査において、総得点数が6割未満の参加事業者は、契約候補から除外する。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

※見積金額にかかる点数の計算は次のとおりとする。

$$\text{配点} \times ((\text{見積限度額} - \text{入札価格}) / (\text{見積限度額} - \text{最低入札価格}))$$

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年10月上旬までに、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2. 業務の概要（4）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

11. 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除す

る場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 不可
- (8) 契約保証金 免除

12. その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書および企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申し立て

本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がで

る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

13. 問合せ先

草津市教育委員会事務局 歴史文化財課 担当者：岡田裕美

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-2429 ファクス：077-561-2488

メールアドレス：bunkazai@city.kusatsu.lg.jp

〔参考〕提出書類・提出期限

	提出方式	提出期限	提出書類（指示のない限り任意様式）
質疑	メール	令和8年8月21日	・質問書（様式第1号）
参加意思表示 ・企画提案	持参・郵送	令和8年9月8日	・参加意思表示書（様式第2号）：1部 ・事業者概要（様式第3号）：10部 ・法人の概要が分かるパンフレット等：10部 ・企画提案書：10部 ・業務工程表：10部 ・実施体制：10部 ・見積書：1部